

先進医療専門家会議の運営について（案）

1 先進医療専門家会議の座長について

- 座長は、構成員の中から互選により選出することとする。
- 座長は、先進医療専門家会議の事務を総理し、先進医療専門家会議を代表することとする。
- 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

2 先進医療専門家会議の議論の進め方について

- 先進医療専門家会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席をもって、会議を開くこととする。ただし、議事となる事項についてあらかじめ意見書を提出した構成員については、出席したものとみなすこととする。
- 議事については、座長を除く出席した構成員の過半数をもって取りまとめ、可否同数のときは、座長の取りまとめるところによることとする。
- 保険給付との併用を希望する医療技術について、実施可能な保険医療機関の要件の設定に係る届出を行っている保険医療機関に所属する構成員（以下「所属構成員」という。）は、以下の事項に係る検討に参加しないこととする。
ただし、座長（1によりその職務を代行する者を含む。以下同じ。）が所属構成員の発言を必要と認めた場合にあっては、当該所属構成員は、以下の事項に係る検討に参加することができることとする。なお、この場合にあっても、当該所属構成員は、取りまとめには参加しないこととする。
 - ・ 保険医療機関から保険給付との併用の希望があった医療技術の有効性、安全性、先進性、効率性、社会的妥当性等
 - ・ 保険医療機関から保険給付との併用の希望があった医療技術を届出により実施可能とする場合の、実施可能な保険医療機関の要件
- 構成員は、やむを得ない理由により出席できない場合にあっては、議事となる事項について、あらかじめ意見書を提出することができることとする。

3 先進医療専門家会議の公開について

- 先進医療専門家会議は公開とする。ただし、座長は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等にあっては、会議を非公開とすることとする。
- 先進医療専門家会議における議事は、会議の日時及び場所、出席した構成員の氏名並びに議事となった事項を含め、議事録に記載するものとする。
- 議事録は公開とすることとする。ただし、座長は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等にあっては、議事録の全部又は一部を非公開とすることとする。これにより議事録の全部又は一部を非公開とする場合にあっては、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

4 その他

- 上記のほか、先進医療専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が先進医療専門家会議に諮って定めることとする。